

令和 6 年第 4 回石垣市議会定例会(6 月)

提出議案概要

条例	12 件
補正予算	4 件
その他	4 件
承認	2 件
報告	8 件
<hr/>	
計	30 件

目次

(頁)

条例 12 件

企画部

- 議案第 45 号 石垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 ……(5)

福祉部

- 議案第 46 号 石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例 ……(5)
議案第 47 号 石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例 ……(5)
議案第 48 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例 ……(6)
議案第 49 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 ……(6)

農林水産商工部

- 議案第 50 号 石垣市家畜等処理センター条例の一部を改正する条例 ……(6)

建設部

- 議案第 51 号 石垣市都市公園条例の一部を改正する条例 ……(6)

教育部

- 議案第 52 号 石垣市立八重山博物館入館料徴収条例の一部を改正する条例 ……(7)
議案第 53 号 石垣市立八重山博物館条例の一部を改正する条例 ……(7)

水道部

- 議案第 54 号 石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 ……(7)
議案第 55 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例 ……(7)
議案第 56 号 石垣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例 ……(7)

補正予算 4 件

総務部

- 議案第 57 号 令和 6 年度石垣市一般会計補正予算(第 1 号) ……(8)

市民保健部

- 議案第 58 号 令和 6 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(8)

福祉部

- 議案第 59 号 令和 6 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(8)

建設部

- 議案第 60 号 令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号) ……(9)

その他 4 件

市民保健部

- 議案第 61 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について ……(9)

農林水産商工部

- 議案第 62 号 農業基盤整備促進事業(崎枝第 2 地区)の計画変更について ……(9)
議案第 63 号 農業基盤整備促進事業(栄第 2 地区)の計画変更について ……(9)

消防本部		
議案第 64 号	財産の取得について ……………	(10)
	[水槽付き消防ポンプ自動車]	
承認 2 件		
総務部		
承認第 1 号	専決処分の承認について ……………	(10)
	[石垣市税条例の一部を改正する条例]	
市民保健部		
承認第 2 号	専決処分の承認について ……………	(10)
	[石垣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例]	
報告 8 件		
総務部		
報告第 7 号	令和 5 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について …	(11)
報告第 8 号	令和 5 年度石垣市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について …	(11)
報告第 9 号	専決処分の報告について ……………	(11)
	[石垣市旧庁舎解体工事(R5-1)]	
建設部		
報告第 10 号	令和 5 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について ……………	(11)
報告第 11 号	令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書 の報告について ……………	(11)
報告第 12 号	令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書 の報告について ……………	(12)
報告第 13 号	令和 5 年度石垣市下水道事業会計予算の繰越について ……………	(12)
水道部		
報告第 14 号	令和 5 年度石垣市水道事業会計予算の繰越について ……………	(12)

条例 12 件

企画部

件名	概要
<p>議案第 45 号 石垣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">DX 課</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定を整理するため、条例の一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 2 条に次の 2 号を追加する。</p> <p>(5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</p> <p>(6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</p> <p>第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>

福祉部

件名	概要
<p>議案第 46 号 石垣市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">子ども家庭課</p>	<p>沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、条例の一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 7 条第 2 項中「3 年」を「5 年」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行し、改正後の石垣市子ども医療費助成条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>議案第 47 号 石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱の一部改正に伴い、条例の一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号中「第 10 条第 1 項」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条の 2」に改め、同項第 4 号中「父母が死亡した児童又は父母が監護しない児童」を「規則で定める児童」に、「その生計を維持する者」を「その生計を維持する父母以外の者」に改める。</p> <p>第 3 条第 1 項第 3 号中「養育者」の次に「及び養育者」を加える。</p> <p>第 6 条第 1 項ただし書中「第 3 条に規定する対象者が、他市町村から転入してきた場合は、本市に住所を有することになった日」を「本市に転入する直前の市町村において当該市町村から転入し</p>

こども家庭課	<p>た日の前日にこの条例が規定する助成と同様の医療費助成を受けていた者が本市に住所を定めた日の翌日から起算して 14 日以内に受給者証の交付申請を行った場合は、本市に住所を定めた日」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行し、改正後の石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>議案第 48 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>みやまえ幼稚園について、近隣地域でのこども園整備の進展及び施設の老朽化から、同園を閉園するため、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容) 別表第 3 みやまえ幼稚園の項を削る。</p> <p>施行日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>議案第 49 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例</p> <p>子育て支援課</p>	<p>石垣市立まきらこども園について、近隣地域での幼児教育保育施設整備の進展及び津波災害警戒地域に立地していることから、同園を閉園するため、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容) 第 2 条の表石垣市立まきらこども園の項を削る。</p> <p>施行日 令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</p>

農林水産商工部

件名	概要
<p>議案第 50 号 石垣市家畜等処理センター条例の一部を改正する条例</p> <p>畜産課</p>	<p>牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則の一部改正に伴い、沖縄県が実施する牛海綿状脳症に係る検査対象月齢が撤廃され、新たに死亡牛受け入れ頭数が増加する見込みであることに加え、沖縄本島の死亡牛処理施設において処理料金が値上げ改定（令和 6 年 4 月 1 日受付分から）を行ったことから、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容) 牛に係る基準額をそれぞれ従前より 5 千円、山羊に係る基準額をそれぞれ従前より千円、と殺残さ物の基準額を 2 千円増額し、牛の種別「96 か月未満」を削る。</p> <p>施行日 令和 6 年 7 月 1 日から施行する。</p>

建設部

件名	概要
<p>議案第 51 号 石垣市都市公園条例の一部を改正する条例</p> <p>都市建設課</p>	<p>地方自治法第 244 条の 2 第 1 項及び都市公園法第 18 条に基づき、新規公園（貝塚公園）の事項を追加するとともに、条文中の字句整理に伴い、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容) 新たに設置された貝塚公園に係る事項を追加するとともに、所要の字句改正を行う。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>

教育部

件名	概要
<p>議案第 52 号 石垣市立八重山博物館入館料徴収条例の一部を改正する条例</p> <p>博物館</p>	<p>博物館法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 1 条中「第 23 条」を「第 26 条」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>
<p>議案第 53 号 石垣市立八重山博物館条例の一部を改正する条例</p> <p>博物館</p>	<p>博物館法の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、所要の改正を行うとともに、字句の整理を行うため、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 1 条中「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 18 条及び」を削る。</p> <p>第 2 条の表中「石垣市字登野城 4 番地の 1」を「石垣市字登野城 4 番地 1」に改める。</p> <p>第 4 条第 1 項中「法第 20 条第 1 項」を「博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 23 条第 1 項」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>

水道部

件名	概要
<p>議案第 54 号 石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>水道総務課</p>	<p>地方自治法の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 19 条第 1 項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行し、改正後の石垣市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。</p>
<p>議案第 55 号 石垣市水道事業給水条例の一部を改正する条例</p> <p>水道総務課</p>	<p>生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 3 条第 3 号、第 6 条第 1 項、第 44 条第 2 項ただし書及び第 50 条第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>
<p>議案第 56 号 石垣市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>施設課</p>	<p>水道法施行規則の一部改正に伴い、条例を一部改正する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 4 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。</p> <p>施行日 公布の日から施行する。</p>

補正予算 4 件

総務部

件名	概要		
議案第 57 号 令和 6 年度石垣市一般会 計補正予算(第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 億 8,334 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 378 億 6,501 万 3 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金等</p> <p>歳出 増額：民生費、商工費、土木費、教育費等 減額：総務費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
財政課	補正前の額	補正額	補正後の額
	37,281,673	583,340	37,865,013

市民保健部

件名	概要		
議案第 58 号 令和 6 年度石垣市国民健 康保険事業特別会計補正 予算(第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 451 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65 億 5,072 万 9 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：国庫補助金等</p> <p>歳出 増額：一般管理費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
健康保険課	補正前の額	補正額	補正後の額
	6,546,214	4,515	6,550,729

福祉部

件名	概要		
議案第 59 号 令和 6 年度石垣市介護保 険事業特別会補正予算 (第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 248 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 8,698 万 2 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：繰入金</p> <p>歳出 増額：負担金等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
介護長寿課	補正前の額	補正額	補正後の額
	4,484,499	2,483	4,486,982

建設部

件名	概要		
議案第 60 号 令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号)	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,998 万 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 23 億 252 万 2 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：財政調整基金繰入金 歳出 増額：総務運営費、港湾機能整備事業 港湾環境整備事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p>		
港湾課	補正前の額	補正額	補正後の額
	2,222,535	79,987	2,302,522

その他 4 件

市民保健部

件名	概要
議案第 61 号 沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	<p>地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更することについて、関係地方公共団体と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。</p> <p>(協議内容)</p> <p>沖縄県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約</p>
健康保険課	

農林水産商工部

件名	概要		
議案第 62 号 農業基盤整備促進事業(崎枝第 2 地区)の計画変更について	<p>土地改良事業計画の変更については、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、議会の議決を得る必要がある。</p> <p>(主な内容)</p>		
むらづくり課		現行	変更後
	受益面積	12.3ha	9.0ha
	総事業費	209,000 千円	117,250 千円
議案第 63 号 農業基盤整備促進事業(栄第 2 地区)の計画変更について	<p>土地改良事業計画の変更については、土地改良法第 96 条の 3 第 1 項の規定により、議会の議決を得る必要がある。</p> <p>(主な内容)</p>		
むらづくり課		現行	変更後
	総事業費	903,000 千円	1,277,000 千円

消防本部

件名	概要
議案第 64 号 財産の取得について 消防総務課	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>(内容)</p> <p>1 品名 水槽付き消防ポンプ自動車</p> <p>2 契約の方法 一般競争入札</p> <p>3 契約金額 75,350,000 円</p> <p>4 契約の相手方 沖縄県那覇市安謝 1 丁目 23 番 8 号 株式会社 オカノ 代表取締役社長 與儀 盛輝</p>

承認 2 件

総務部

件名	概要
承認第 1 号 専決処分の承認について [石垣市税条例の一部を 改正する条例] 税務課	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）及び関係政省令が令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 から施行されることに伴い、条例を一部改正する。</p>

市民保健部

件名	概要
承認第 2 号 専決処分の承認について [石垣市国民健康保険税 条例の一部を改正する条 例] 健康保険課	<p>地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、令和 6 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、条例を一部改正する。</p>

報告 8 件

総務部

件名	概要
報告第 7 号 令和 5 年度石垣市一般会 計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 5 年度内の事業完了が困難であったため、令 和 6 年度に繰越すものである。 繰越事業：63 事業
報告第 8 号 令和 5 年度石垣市一般会 計予算事故繰越し繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 5 年度内の事業完了が困難であったため、令 和 6 年度に事故繰越しするものである。 繰越事業：八重山地区ラジオ中継局強靱化事業 沖縄県さとうきび安定生産確立対策事業
報告第 9 号 専決処分の報告について [石垣市旧庁舎解体工事 (R5-1)] 契約管財課	地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指 定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によ り報告する。 内容 契約金額中「161,887,000 円」を「169,400,000 円」に変 更する。 理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため。

建設部

件名	概要
報告第 10 号 令和 5 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について 都市建設課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 土地区画整理事業における工作物の移転について、所有者との 交渉に時間を要したため、補償契約の締結が遅れたことに加え、 公園整備費においては、用地が山原貝塚範囲内であることから文 化財保全に係る調査が行われたことにより、年度内完了が困難と なった。
報告第 11 号 令和 5 年度石垣市港湾事 業特別会計予算繰越明許 費繰越計算書の報告につ いて 港湾課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・総務管理費 機材の確保、関係機関との調整及び審査に不測の日数を要し たため。 ・CIQ 施設整備事業 構造計算の検証等、総合的な調整に不測の日数を要したため。 ・港湾改修事業 物件補償金額の再算定に不測の期間を要したため。 ・港湾環境整備事業 資材制作に不測の日数を要したため。

<p>報告第 12 号 令和 5 年度石垣市港湾事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について</p> <p style="text-align: right;">港湾課</p>	<p>地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CIQ 施設整備事業 構造計算の検証等、総合的な調整に不測の日数を要したため。 ・ 港湾機能整備事業費 資材の制作及び輸送に不測の日数を要したため。
<p>報告第 13 号 令和 5 年度石垣市下水道事業会計予算の繰越について</p> <p style="text-align: right;">下水道課</p>	<p>地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興公共投資交付金事業 委託について、入札不落到に伴う設計の見直しに時間を要したため。工事については、施工予定箇所の湧水対策の精査に不測の期間を要したことから年度内完了が困難となった。 ・ 社会資本整備総合交付金事業 西浄化センター内の施工予定箇所について、法面对策等の検討が必要となったことから年度内の完了が困難となった。 ・ 防災・安全社会資本整備交付金事業 委託について、道路管理者との調整に不測の時間を要したため。工事については、雨水函渠蓋改修工事の内容精査に時間を要したため。 ・ 市単独事業における委託及び工事 委託について、南大浜線の排水対面箇所の選定及び精査に不測の日数を要したため。工事については、排水改修工事の内容精査に時間を要したため。

水道部

件名	概要
<p>報告第 14 号 令和 5 年度石垣市水道事業会計予算の繰越について</p> <p style="text-align: right;">施設課</p>	<p>地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設改良費の繰越 「石垣市浄水場弁栓類更新工事(R5)」 特注品の納期が遅延したため、年度内での完了が困難となった。 ・ 営業費用の事故繰越 「地下水源地設備遠方監視設備構築修繕」 特注品の納期が遅延したため、年度内での完了が困難となった。 「石垣市水道事業管網維持管理支援業務」外委託 2 件 調整に不測の日数を要したため、年度内での完了が困難となった。